



## 悪質な訪問買い取り(押し買い)に気をつけましょう

**事例** 一人暮らしの母親宅に「不用品はないか」と二人の男性が来訪してきた。足踏みミシンがあることを伝えると、「ミシンは今日回収できない。宝石等はないか。」と問われたので、その場でアクセサリー2点を買って取ってもらった。契約書面には、クーリング・オフの記載はあるものの、問題のある商法ではないか。(※実際の相談から一部改変しています)

「不用品を買って取るというので家に来てもらったら強引に貴金属を買って取られた」など、自宅で物品を買って取ってもらう際の訪問購入に関する相談が全国の消費生活センター等に寄せられています。

特に60歳以上の高齢者の割合が全体の7割を占めているのが特徴で、中には終活でまとまった不用品を処分する際にトラブルにあうケースも見られます。



### ひとことアドバイス



- 自宅で物品を買って取ってもらう訪問購入では、**購入業者は突然訪問して勧誘を行うことはできません**。このような行為を行う業者を家に入れないようにしましょう。
- 購入業者は、前もって電話等で連絡した場合でも、**消費者が事前に承諾した買い取り対象以外の物品について売却を求めることはできません**。「貴金属はないか」などと当初とは違う物品の売却を突然求められたときは、きっぱりと断りましょう。
- **訪問購入は、クーリング・オフができます**（法律で定められた書面を受け取った日を含めて8日間）。この期間内は購入業者に物品を引き渡さないこともできるので、物品を引き渡さないことがトラブルを防ぐ一つの方法となります。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。  
(消費者ホットライン188)



## 生活安全情報 小国警察署刑事生活安全課から



### NTTドコモをかたる詐欺メールに注意！

県内で、

- NTT docomo カスタマーサポートセンターです
- 利用料金に関する訴訟最終通知の御連絡です
- 至急御連絡ください 050-0000-0000

などと詐欺メールが届く事件が発生しています。

記載された電話番号に連絡すると、不安をあおられてお金を請求されたり、電子マネーを購入してID番号を教えるように指示されるなど言葉巧みにだまされてしまいます。

実際に送り付けられたメールの例

**身に覚えのないSMSやメールが届いても、絶対に連絡せず、直ぐに最寄りの警察署へ相談してください。**

NTT docomoカスタマーサポートセンターです。利用料金に関する訴訟最終通知の御連絡です至急御連絡下さい。050-0000-0000

### 消費生活のトラブルは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください

#### 各市町の相談窓口

- ・米沢市消費生活センター 0238(40)0525
- ・川西町住民生活課 0238(42)6616
- ・長井市消費生活センター 0238(87)0682
- ・小国町町民税務課 0238(62)2260
- ・南陽市市民課 0238(40)8255
- ・白鷹町町民課 0238(85)6131
- ・高畠町生活環境課 0238(52)1577
- ・飯豊町住民課 0238(87)0514

#### 県の相談窓口（置賜地域）

- ・置賜消費生活センター 0238(24)0999

消費者ホットライン  
い や や

188

電話番号3桁を押してください  
お近くの消費生活センターや消費生活相談窓口を御案内いたします

### 3月・4月の消費生活法律相談

3月11日（木）13:30～15:30

4月 8日（木）13:30～15:30

\*弁護士が無料でアドバイス（30分）

\*電話で事前予約をお願いします

### 置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

（置賜総合支庁1階）

電話：0238-24-0999

FAX：0238-26-6072